**平成２４年（再ロ）第１００７７号**
東京都町田市木曽西５―25―43
再生債務者　三木　英人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月23日まで
平成25年１月９日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（再ロ）第１６号**
神戸市中央区相生町５丁目17番６―1001号
再生債務者　小林　稔昌
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月30日まで
平成25年１月９日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２４年（再ロ）第４号**
秋田市新屋前野町23番３号
再生債務者　井上　貴人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月31日まで
平成25年１月10日
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（再ロ）第１号**
北海道天塩郡豊富町字豊富東２条２丁目　一町内団地Ｂ棟202号
再生債務者　大宮　秀昭
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月６日まで
平成25年１月９日　旭川地方裁判所種内支部

**平成２４年（再ロ）第２号**
広島市西区井口鈴が台１丁目２番１―709号
再生債務者　岡本脩志こと　朴　　修自
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月７日まで
平成25年１月10日
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（再ロ）第６号**
香川県木田郡三木町大字上高岡247番地14
再生債務者　筒井　　浩
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月７日まで
平成25年１月10日
高松地方裁判所破産・再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２４年（再ロ）第１００７４号**
千葉県千葉市若葉区西都賀３―11―13
再生債務者　鈴木　英男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月８日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（再ロ）第７号**
広島市中区白島九軒町12番27―307号
再生債務者　浅尾　哲三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月10日
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（再ロ）第１号**
熊本県上天草市松島町合津3559番地２
再生債務者　松永　桂吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月10日　熊本地方裁判所天草支部

**平成２３年（再ロ）第７号**
川崎市宮前区馬絹2006番地１　ドゥメイン宮
喬台205
再生債務者　境野　信一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月10日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 会社その他の公告

**合併公告**
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年一月十六日
掲載貢　九十三貢（号外第八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年一月十六日
掲載貢　九十三貢（号外第八号）
平成二十五年一月二十一日
東京都渋谷区神宮前三丁目三一番五号
（甲）ＳｙｎＳｏｎｇｓ株式会社
代表取締役　ウッド・ニコラス・ジョン
東京都渋谷区神宮前三丁目三一番五号
（乙）ＳｙｎＳｏｎｇｓ株式会社
代表取締役　ウッド・ニコラス・ジョン

**合併公告**
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年二月二十八日です。
両社の株主総会の承認決議は平成二十四年十二月二十日に終了しておりますが、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年一月十六日
掲載貢　九十三貢（号外第八号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年一月二十一日
東京都大田区池上八丁目二〇番一五号
（甲）水生食品株式会社
代表取締役　保坂　浩二
東京都大田区池上八丁目二〇番一五号
（乙）有限会社徳持興産
代表取締役　保坂　好昭

**合併公告**
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十一月十九日
掲載貢　六十三貢（号外第二五〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十一月十六日
掲載貢　五十八貢（号外第二四九号）
平成二十五年一月二十一日
東京都台東区台東一丁目三八番九号
（甲）株式会社東京日立
代表取締役　国山　典
埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目五八番地八
（乙）株式会社関東日立
代表取締役　永井　雅律

**合併公告**
株主及び債権者　各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年二月二十八日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。
乙の株主総会の承認決議は、平成二十五年二月十日に終了しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十日
掲載貢　六十二貢（号外第一三四号）
平成二十五年一月二十一日
東京都豊島区東池袋五丁目五一番一二号
（甲）株式会社マルエツ
代表取締役　髙橋　惠三
東京都豊島区東池袋五丁目五一番一二号
（乙）株式会社トマトスタンプ
代表取締役　栄谷　慶造